

# 春の交通安全県民運動

期間：4月6日(火)～15日(木)

## ①子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保

- 横断歩道の利用、車両の直前直後横断の禁止、斜め横断禁止などの歩行者の交通ルールの遵守徹底
- 横断時、手や横断旗で横断する意思を表し、横断開始時と横断中の二度確認の励行
- 夕方からの外出の際は、ピカピカ光る夜光反射材着用と明るい色の衣服着用の徹底
- 運転者は、夕方は早めにライトを点灯し、ハイビームを適正、かつ積極的に活用



## ②歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上

- 横断歩道における歩行者優先義務の運転者の交通ルール遵守の徹底
- 後部座席を含めたすべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転は「しない、させない、許さない」意識の徹底
- 妨害（あおり）運転の防止
- 安全運転サポートカー（略称：サポカー）およびドライブレコーダーの普及啓発
- 運転に不安のある高齢運転者の運転免許証の自主返納促進



交通ルールに不慣れな新入学(園)児の通学(通園)が始まり、新社会人を迎え活動が活発になる時期です。交通事故防止に努めましょう。



## ③自転車の安全利用の確保

- 自転車安全利用5則
  - ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
  - ②車道は左側を通行
  - ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
  - ④安全ルールを守る
    - ▶飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
    - ▶夜間はライトを点灯
    - ▶交差点では信号遵守と一時停止・安全確認
  - ⑤子どもはヘルメットを着用
- 自転車の点検整備、自転車保険への加入およびすべての年齢層のヘルメット着用の促進
- 交差点での一時停止、安全確認とスマートフォンやイヤホンなどの使用禁止の交通ルール・マナーの周知徹底



町民課暮らし環境係 ☎ 85-6131 / 長井警察署 ☎ 84-0110 / 白鷹西駐在所 ☎ 85-2029 / 白鷹東駐在所 ☎ 85-2046



佐藤町長に寄附金を手渡す金田芳宏会長（左）

## 町への寄附に感謝

1月22日、白鷹ロータリークラブ（金田芳宏会長）より、本町の福祉支援にと、5万円の寄附をいただきました。

いただいた寄付金は、今後の新型コロナウイルス感染症対策に向けた本町の福祉分野の充実に活用させていただきます。

# 国民年金 からのお知らせ

学生さんは要チェック！！

## 国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば学生も加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

●対象 学校教育法に規定する大学（大学院）短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生などで、本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下である方  
[所得の目安]

118万円 + (扶養親族等の数 × 38万円)

●承認期間 4月～翌年3月

### ココに注目！

#### 国民年金保険料学生納付特例の申請について

学生納付特例制度により、令和2年度に保険料納付を猶予されている方で、令和3年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたはがき形式の学生納付特例申請書が、日本年金機構より送付されます。

同一の学校に在学されている方は、はがきに必要事項を記入して返送いただくこと

により、令和3年度の申請ができます（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です）。

なお、令和3年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望の場合は、年金事務所で納付書を作成して送付します。お手数をおかけしますが、年金事務所にお問い合わせください。

もし、年金を受けている方が  
所在不明になったら…

### 届出が必要です。

- ▷ 年金を受けている方の所在が1月以上明らかでないときは、その世帯の世帯員の方は所在不明についての届出を速やかに行う必要があります。提出先は年金事務所です。
- ▷ お届けいただいた後に受給権者本人の健在を確認し、所在が不明な場合は、年金の支払いが一時的に止まります。
- ▷ 年金の支払いが止まっている方の所在が明らかになったときは、年金の受取りを再開するための手続きが必要になります。年金事務所にご連絡をお願いします。

\*年金事務所で年金請求などの相談をする場合は、事前予約が便利です（☎ 0570-05-4890）。

\*白鷹町を会場に来年度も移動年金相談（予約）が開かれます。場所、時間など詳しい内容は、決定したい広報誌などでお知らせします。

[相談日]

6月16日(水)・9月15日(水)・  
12月15日(水)・3月16日(水)

\*4月からの国民年金保険料は、月額16,610円になります。